



平成 26 年度に向けて

尾張東部成年後見センター長 住田敦子

尾張東部成年後見センターが開設して今年の秋には3年になります。

センターの存在が、地域に少しずつ定着してきたことを感じられるようになりました。

その理由として、相談件数が増え続けていることや、相談者の幅が広がってきたことが挙げられます。

金融機関や各市町の議員の方から紹介されて相談に来られるなど、福祉関係者以外の方が、相談者をセンターに繋げていただけになったのは周知が進んできた証ともいえます。

また、相談内容では相続、債務の問題、裁判、虐待、不動産処分などの課題があり、法律職との連携が欠かせなくなりました。

そのため、法律職（弁護士、司法書士）がセンターの方針に賛同して協力する専門職協力者名簿登録制度を構築してきました。

平成 26 年度においては、

1：今後も増え続ける成年後見をはじめとした権利擁護の問題に対応するため専門相談員を増員して職員体制の充実を図ります。

（相談員 4 名 支援員 2 名 事務員 1 名）

2：専門職協力者名簿登録制度を始めます

（平成 26 年度は司法書士のみ）

3：後見人等の受け皿は、専門職だけでは対応が困難になることが予測されるため、市民後見人を含めた権利擁護支援者養成についての体制作りをしていきます。

職員体制も新たに、今年度も一層の努力をして参りますので、これまでと変わらぬ温かい、ご支援・ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



加藤理事長(前列中央)と後見センター職員

平成 26 年度定時総会 平成 26 年 5 月 24 日（土） 10 時から
於：日進市障害者福祉センター大会議室

新人職員の自己紹介



後見支援員 森本光

4月から新入社員として働かせていただいている森本光です。この春大学を卒業し、就職活動を通して、このたび後見センターに勤めることができました。成年後見制度については、大学の講義で福祉に触れていたこともあり、その時にはじめて知りました。今後ますます必要になってくると思われる支援であり、その方の人生に責任を伴う重要な役割だと日々感じながらの毎日を送っています。緊張と不安の連続ですが、今できることを一生懸命やり、勉強していきたいと思えます。また、仕事の面でももちろんですが、社会人としてのマナーや態度もまだまだ身につけていない部分がたくさんあり、皆様にもご迷惑をかけることがあるかと思えますが、温かいご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



今年度の研修案内

◆ 行政・福祉関係職員向け研修会

7/16（水）尾張旭市文化会館

14：00～16：00

◆ 住民のため成年後見支援者養成研修

11/15（土）・11/22（土）の2日間

東郷町町民会館

参加費 3000円とテキスト代金

研修期日が近づきましたら、チラシを行政の窓口や包括支援センターに置かせていただき、尾張東部成年後見センターのホームページにも掲載いたします。たくさんの方の参加をお待ちいたしております。



会員募集

特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターの会員になって、法人を支えてください。

行政から委託された事業の範囲は、限られています。会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に取り組んでいきたいと考えていますので、ぜひ、応援してください。

個人正会員 年1口5千円

法人正会員 年1口1万円

賛助会員 年1口3千円

（送金先）

①三菱東京UFJ銀行 日進支店

普通 0076099

（特非）尾張東部成年後見センター

理事長 加藤佳子

②ゆうちょ銀行 振替口座

番号 00830-6-109711

名義 特定非営利活動法人

尾張東部成年後見センター

※送金にあたっては、氏名・連絡先がわかるようにしてください。詳しくは、お問い合わせください。

電話 0561-75-5008

Fax 0561-75-5088

（編集後記）

今年は新卒の職員を迎え、大変若々しい印象の成年後見センターになりました。

成年後見制度を利用する方々は年々増加の傾向にあります。「ゆたかに生きる権利をまもる」を実現するために、職員一同努力して参りますので、センターに関わるすべての皆様に、一層のご支援をお願い致します。

（文責 石井）

平成25年度の 尾張東部成年後見センターの活動について

◆行政・福祉関係職員向け研修会

7/12 長久手市役所西庁舎で、尾張東部圏域の福祉関係者のための成年後見勉強会を開催しました。「成年後見制度をもっと身近に」というサブタイトルのもと、事前に申込用紙に質問を書いて頂き、その質問に答えるという形式の研修でした。地域包括支援センターやケアマネ・行政の窓口や相談にあたる方が成年後見制度について理解を深め、制度利用が必要と感じられた相談者に、その概要を説明していただくと、その後の支援がとてもスムーズになります。



◆専門職向け研修会

7/13 日本福祉大学中央福祉専門学校501.502教室（鶴舞）において、94名の専門職の参加のもと、研修会を開催しました。第1部の講演会では岡山で他職種間の連携に取り組んでいる竹内弁護士の具体的な活動が紹介されました。そのあとの第2部シンポジウムでは、実際に成年後見制度にかかわっている弁護士・司法書士のお話や、尾張東部成年後見センターの役割の説明のあと、専門職との連携についての意見交換がされました。権利擁護全般の総合支援という観点で顔の見える関係で連携できるのが望ましく、そのためのネットワーク形成が必要であるという思いを共感できた研修会となりました。その後、この研修を契機に愛知県内の専門職が参画した「あいち権利擁護ネットワーク」が誕生し、「なんでも相談会」が開催されています。



「なんでも相談会」が開催されています。

◆市民のため成年後見支援者養成研修

11/23・30 日進市障害者福祉センターで市民のための成年後見支援者養成講座を開催しました。1日目は「成年後見人の役割」「高齢者・認知症について」「知的障害・発達障害について」「成年後見制度の基礎」について」と講義形式の講座が続きました。

2日目は「精神障害について」「成年後見と市町村責任」の講座のあと「グループワーク」でした。ケースの概要をもとに実際に申立書を作成し、どのような形で申立をするといいいのか、保佐類型の方にはどのような代理権が必要なのか、グループごとに真剣な話し合いがなされました。これは具体的に考える良い機会になったという感想がよせられました。

参加者には、事前課題を提出して頂き、二日間の講義・グループワークを行いました。



◆啓発事業

8/4 瀬戸市 瀬戸蔵2階 つばきホールにおいて、「認知症になった波平～契約社会と成年後見制度～」と題してNPO法人東濃成年後見センター理事長渡辺哲雄氏の講演会を開催しました。成年後見制度がどんな時に必要とされるのか、ユーモアたっぷりに、わかりやすく説明してくださいました。

講演後、会場からたくさんの質問が出され、成年後見制度への関心の高さが感じられました。



平成 25 年度実績報告

(1) 相談・後見業務

平成 25 年度の相談状況及び法人後見受任の状況は、つぎのとおりです。

相談状況

平成25年度

対象者区分	実人数	相談者区分	件数
認知症	134	本人・親族	943
知的障害者	28	行政・相談機関等	965
精神障害者	51	その他関係機関	451
その他	57	合計	2359
合計	270		

法人後見受任状況

平成26年3月末

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	計
認知症	5	1	5	4	2	1	18
知的障害者	1	1	1	0	1	0	4
精神障害者	2	0	0	3	0	1	6
合計	8	2	6	7	3	2	28

※日進市の被後見人 1 名死亡受任者総数は 29 名

(2) 研修事業

①行政・福祉関係職員向研修会

制度の概要を解説（於）長久手市 45 名

②専門職向け研修会

（於）日本福祉大学中央福祉専門学校 94 名

③住民学習会

民生委員、地域包括支援センター、障害者施設、親の会、ボランティア団体等の依頼を受け地域に出向き、成年後見制度の説明やその活用についての学習会開催 計 15 回

④市民のため成年後見支援者養成研修

2週連続研修 14 名

(3) 啓発事業

①講演会「認知症になった波平～契約社会と

成年後見制度」講師：渡辺哲雄氏

瀬戸市瀬戸蔵つばきホール 130 名

②講師派遣

圏域内外の各種団体からの依頼に応じて講師を派遣しました。（春日井市・小牧市・司法書士会）また、他市町からの視察もありました。

(4) 適正運営委員会の開催

隔月第4水曜日 14時30分から全6回開催し、法人受任の審査、受任ケースへの助言等。

委員：弁護士、司法書士、精神保健福祉士、保健所、地域包括支援センター、各市町関係課長（合計 11 名）

平成 25 年度

活動計算書

平成25年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I 経常経常収益		
1. 受取会費		
1) 受取入会金		
2) 受取会費	126,000	126,000
2. 受取寄付金		
1) 受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
1) 民間補助金		0
2) 国・地方補助金		0
4. 事業収益		
1) 成年後見事業収益	24,004,644	
2) 成年後見監督事業収益	0	
3) 社会福祉サービス援助事業収益	0	
4) 研修啓蒙啓発事業収益	131,294	
5) 交流連携推進事業収益	0	
6) その他事業収益	0	24,135,938
5. その他収益		
1) 受取利息配当金	1,474	
2) 雑収入	10,060	11,534
経 常 収 益 計		24,273,472
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	4,813,171	
雑給	6,407,162	
賞与	1,360,000	
法定福利費	1,339,299	
福利厚生費	220,715	
人 件 費 計	14,140,347	
(2) その他経費		
旅費交通費	258,446	
通信費	474,903	
減価償却費	164,304	
リース料	1,380,750	
保険料	39,270	
修繕費	10,000	
消耗品費	972,078	
租税公課	594,600	
報酬費	360,000	
謝金	136,254	
支払手数料	32,621	
新聞図書費	75,402	
申立請求費	22,640	
職員研修費	5,000	
教材費	35,280	
車両費	40,480	
講座請求費	226,265	
雑費	14,546	
そ の 他 経 費 計	4,842,839	
事 業 費 計		18,983,186
2. 管理費		
(1) 人件費		
福利厚生費	50,000	
人 件 費 計	50,000	
(2) その他経費		
旅費交通費		
通信費	13,730	
交際接待費	12,200	
減価償却費	144,801	
地代家賃	321,600	
リース料	9,600	
水道光熱費	24,000	
消耗品費	411,658	
広告宣伝費	424,200	
諸会費	12,000	
会議費	7,245	
報酬費	387,975	
謝金	266,980	
講座請求費	79,816	
そ の 他 経 費 計	2,115,805	
管 理 費 計		2,165,805
経 常 費 用 計		21,148,991
税引前当期正味財産増減額		3,124,481
法人税・住民税及び事業税		736,184
当期正味財産増減額		2,388,297
前期繰越正味財産額		1,703,278
次期繰越正味財産額		4,091,575

※県に提出する活動計算書等の書類については、定時総会において承認された後、ホームページに掲載します。

<http://owaritoubu-kouken.net>

